

物品の賃貸借契約について

1 賃貸借物品について（今回の入札案件）

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 番号 | AJS255026 |
| (2) 件名 | 業務用プリンター（基幹系） |
| (3) 品名・機種及び数量 | 別紙、物品明細書のとおり |
| (4) 販売金額 | 今回の落札金額（税抜） |
| (5) 販売業者 | 今回の落札者 |

2 賃貸借契約について

- | | |
|----------------|--|
| (1) 契約方式 | 三者契約（賃貸借） |
| (2) 賃貸借契約に係る貸主 | 本市が指定するリース会社（後日、入札により決定） |
| (3) 支払い方法 | 本市が指定するリース会社からの一括での支払い |
| (4) 賃貸借期間 | 令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 まで（60月）
※この期間は、湯沢市がリース会社へ毎月リース料を支払う期間です。 |

3 契約形態について

上記物品について、本入札で販売業者（落札者）を決定し、後日、リース会社を決定し、別紙契約条項(案)により次の3者で物品賃貸借契約を締結する。

